

持続可能な開発目標(SDGs) ~我が国の取組~

外務省国際協力局 審議官 森 美樹夫

1. 持続可能な開発目標とは

前身のミレニアム開発目標(MDGs)



ロゴデザイン: (特活)ほっとけない 世界のまずしさ

- 1貧困 · 飢餓
- ②初等教育
- ③ジェンダー
- 4乳幼児
- 5妊産婦
- 6疾病
- 7環境
- 8連帯

2001年に国連で策定。2015年が達成期限。

15年間の成果と課題

○極度の貧困の半減(MDGsのゴール1)

1990年:世界の36% → 2015年:12%

○疾病対策(HIV, マラリア等)(同ゴール6)

エイズ感染:40%減

マラリア:620万人の命が救われた

結核:3700万人の命が救われた

×未達成の課題、地域のばらつき

乳幼児や妊産婦の死亡率サブサハラ・アフリカ(41%は極度の貧困)

国際的な環境の変化(MDGsまでの15年間)

●「持続可能な開発」の重要性

環境問題・気候変動問題 自然災害の多発

●格差の拡大

「途上国」間の差

(新興国・中所得国・後発国・島嶼国・・・)

- 一つの国の中の貧富の格差にも焦点
- ●アクターの多様化

企業や市民社会の役割の拡大

MDGsとの比較

2001~2015年

MDGs

ミレニアム開発目標 Millennium Development Goals

8ゴール・21ターゲット

(シンプルで明快)

途上国の目標

国連の専門家主導

2016~2030年

SDGs

持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals

17ゴール・169ターゲット

(包括的で,互いに関連)

全ての国の目標

(=ユニバーサリティ)

国連全加盟国で交渉 実施手段(資金・技術)

SDGsの特徴

①MDGsの深堀り(例:極度の貧困→あらゆる貧困) 2015年まで



②先進国にも関わりの深い新たな課題 2015年から























日本自身の課題に関係が深い目標の例 ⇒実施には、多くの国内省庁が関係。

- ●成長・雇用 ●クリーンエネルギー ●イノベーション ●循環型社会(3R: Reduce Reuse Recycle 等)
- ●温暖化対策 ●生物多様性の保全 ●女性の活躍 ●児童虐待の撲滅 ●国際協力 等

2. 我が国の取組

(1)SDGsの議論や交渉への積極的貢献

- 国際社会の議論が本格化する前から,対話の機会等を通じて積極的に貢献。
- ✓ 政策対話の主催(2011年~2013年), 国連総会でのサイドイベント開催 (2013年には安倍総理と岸田大臣出席)等。
- SDGsの交渉過程でも、人間の安全保障の理念の下で積極的に貢献。我が国の重視する開発課題を盛り込んだ。(質の高いインフラ、保健、女性、教育、防災等)



SDGsを採択した国連サミットで 演説する安倍総理(2015年9月)

(2)SDGs推進本部の設置

- SDGsが採択された国連サミットにおいて、安倍総理から、SDGs の実施に最大限取り組む旨を表明。
- 国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むため、本年5月、 関係省庁が連携し、政府一体で取り組む体制を構築(SDGs推進 本部を設置)。
- 広範な関係者(行政, NGO・NPO, 有識者, 民間セクター, 国際機関, 各種団体等)が集まり意見交換を行う円卓会議を設置。 9

持続可能な開発目標(SDGs)推進円卓会議

構成員

氏名	所属·役職	
有馬 利男	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事 富士ゼロックス株式会社エグゼクティブ・アドバイザー	
稲場 雅紀	「動く→動かす」事務局長	
大西 連	自立生活サポートセンター・もやい理事長	
春日 文子	国立研究開発法人国立環境研究所特任フェロー	
蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院教授	
黒田かをり	社会的責任向上のためのNGO/NPOネットワーク CSOネットワーク事務局長	
河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長	
近藤 哲生	国連開発計画駐日代表	
髙橋 則広	年金積立金管理運用独立行政法人理事長	The same of the sa
竹本 和彦	国連大学サステイナビリティ高等研究所所長	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH
田中 明彦	東京大学東洋文化研究所教授	The second second
根本 かおる	国連広報センター所長	
二宮 雅也	日本経済団体連合会企業行動・CSR委員長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社会長	円卓会議(2016年11月)
吉田 昌哉	日本労働組合総連合会総合国際局長	10

(3)これまでの主なプロセス

5月20日

総理を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置。 第1回会合において「SDGs実施指針」の策定に向けた総理指示。

9月12日

10月18日

10月19日

~11月1日

11月11日

12月22日

第1回<u>円卓会議</u>を開催。 実施指針の骨子を決定(推進本部幹事会決定)。

パブリック・コメントを実施。

第2回円卓会議を開催。

第2回SDGs推進本部会合を開催。

実施指針を決定(推進本部決定)。



第2回SDGs推進本部会合で発言する安倍総理(2016年12月)(内閣広報室)

3. SDGs実施指針

SDGs実施指針の概要

【8つの優先課題と具体的施策】

①あらゆる人々の活躍の推進

People

②健康・長寿の達成

■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の 貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実 強化 公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応

■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム

③成長市場の創出, 地域活性化, 科学技術イノベーション

Prosperity

④持続可能で強靱な国土と 質の高いインフラの整備

- ■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上
- ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市

- ■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組
- ■質の高いインフラ投資の推進

⑤省・再生可能エネルギー. 気候変動対策. 循環型社会

Planet

⑥生物多様性. 森林. 海洋等の 環境の保全

- ■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進
- ■気候変動対策 ■循環型社会の構築

■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な 森林·海洋·陸上資源

Peace

⑦平和と安全・安心社会の実現

- ■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進
- ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進

Partnership

®SDGs実施推進の体制と手段

- ■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力における SDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援
- 実施指針の付表において、関係省庁から提出された国内及び国外の140の施策を、 可能な限り具体的な指標と共に掲げた。

SDGs実施指針の概要

ビジョン

「<u>持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現</u>された未来への先駆者を目指す。」

実施原則

①普遍性, ②包摂性, ③参画型, ④統合性, ⑤透明性と説明責任

推進に向けた体制

- SDGs推進本部:関係行政機関相互の緊密な連携を図り、関係する施策を総合的かつ 効果的に推進するための<u>司令塔の役割</u>を果たす。
- SDGsの主流化:
 - ✓ 政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略,方針の策定や改訂に当たっては,SDGs達成に向けた観点を取り入れ,その要素を最大限反映する。
 - ✓ 政策誘導として,必要に応じた関係制度改革の検討や,適切な財源確保に努める。
- ステークホルダーとの連携:
 - ✓ SDGs推進円卓会議を活用して緊密な連携を図る。
 - ✓ 府省庁ごとの事項や横断的な事項についても、関係するステークホルダーとの意見 交換や連携のための場の設置を検討。

SDGs実施指針の概要(続き)

推進に向けた体制

- ステークホルダーとの連携:
 - ✓ NPO・NGO 一脆弱な立場にある人々との協働, 国際的・地域的ネットワークを活かした問題提起や政策提言等において,極めて大きい役割。
 - ✓ 民間企業 一民間企業がイノベーションを生み出すための支援や環境整備に取り組む。中でも、ビジネスと人権の観点に基づく取組やESG投資、社会貢献債等の持続可能性に配慮した取組は極めて重要。
 - ✓ 消費者 一持続可能な生産と消費を共に推進していく必要。消費者や市民の主体的取組を推進。
 - ✓ 地方自治体 一広く全国の地方自治体及び地域で活動するステークホルダーによる取組の推進。
 - ✓ 科学者コミュニティ ー各種取組の実施や新たに生じる事象への迅速・柔軟な対応にあたり科学 技術イノベーションを活用。指標の設定、モニタリング、効果の分析、フォローアップ・レビュー等に おいて科学的な分析や根拠に基づく取組を進める。
 - ✓ 労働組合 ー ディーセント・ワークの実現や持続可能な経済社会の構築に重要な貢献を果たす。
- 広報・啓発:
 - ✓ 民間企業をはじめとする実施団体のグッド・プラクティスの共有や表彰, SDGsに関するロゴマーク 等の使用を奨励。
 - ✓ ESD(持続可能な開発のための教育)の更なる推進。学校教育等におけるSDGsに関する学習を 奨励。

フォローアップ・レビュー

● 2019年を目処に最初のレビューを実施。

4. 水に関する我が国の取組

4-1 水と衛生

1-1 水分野の基本認識

- ●水と衛生は持続可能な開発目標(SDGs)のゴールの1つ。水は生命の根幹, 社会の発展の礎であり人間の安全保障の実現のために極めて重要。
- ●水は、人間の生命・健康の維持、経済活動や生態系の保全に不可欠。MDGsの下での安全な飲料水と基本的な衛生施設へのアクセス拡大の目標は一部未達成。
- ●水は、農業、エネルギー、保健・医療、教育、ジェンダーなど他の分野と密接に連関し、あらゆる支援の基礎。持続可能な開発のために不可欠。
- ●水問題は、気候変動、大規模自然災害と並び、国際社会が一致して取り組むべきグローバルな課題。

(参考)2015年の達成状況(MDGsからSDGsへ)

- ●安全な飲料水へのアクセスのない人口の割合を半減
- →2010年時点でMDGsの半減目標は達成。世界人口91%の人々が安全な水を利用(都市96%, 地方84%)。発展途上地域においては、10人中8人が安全な水へのアクセスを欠く。2015年、世界の6億6.300万人が依然安全な水へのアクセスを欠く。
- ●改良された衛生施設へのアクセスのない人口の割合を半減
- →<u>未達成。</u>約7億人の人々がアクセスなし(推計:約9.2%)。世界人口の68%が安全な衛生施設を利用(都市82%,地方51%)。発展途上地域においては、10人中7人が安全な衛生施設へのアクセスを欠き、10人中9人が屋外排泄を行う。2015年世界の24億人が安全な衛生施設へのアクセス を欠く。

(出典:衛生と飲料水の進捗状況(2015年, UNICEF•WHO)

1-2 国際的な課題: SDGsゴール6

国際的な水・衛生分野の開発目標:持続可能な開発目標(SDGs)

目標6:すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する:

- 〇6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
- 〇6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
- 〇6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合 半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
- 〇6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 〇6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 〇6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 〇6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 〇6.b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

2. 我が国の政策・取組

- 日本は、水・衛生分野のODAを重視し、1990年代から継続してこの分野 のトップドナー。
- ✓ 1997年代から3年毎に開催されている世界水フォーラム等の場において 質の高い開発を支援していくための政策を積極的に推進。

<政策>水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (Water and Sanitation Broad Partnership Initiative: WASABI)

(1)基本方針

パートナーシップの強化と拡大

国際関係、他の援助国、我が国の地方自治体、内外のNGO、民間セクター、教育・研究機関等との連携

効果的なアプローチを明確化

①水利用の持続可能性の追求

- ②人間の安全保障の視点の重視
- ③能力開発の重視

- ④分野横断的な取組による相乗効果の追求
- ⑤現地の状況と適正技術への配慮

(2)具体的取組の柱

統合水資源管理の推進

安全な飲料水と衛生の供給

食料生産等のための水利用支援

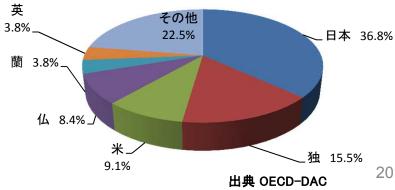
水質汚濁防止と生態系保全

水関連災害による被害の軽減

実施

●2010年~2014年で約100億ドルのODAを実施。

水と衛生分野への支援実績(2010-14年)



3. 我が国の支援の特徴

- ●我が国の優れた技術を活用しつつ、途上国の人々のニーズに合った形で、水分野の 支援を実施。単なるインフラ整備に留まらず、技術移転も重視。
- ●途上国において急速な都市化が進む中,都市部においては,多くの人々に対する安全な飲料水の供給のため水道を始めとする大規模な水インフラ整備を支援。
- ●途上国の村落部においては、井戸を活用した給水施設の整備を無償資金協力を通じて実施。井戸の整備を含め、高い技術(スキル)がなくとも維持管理・補修を現地で行えるような支援を実施。

4. 支援例

アフリカ開発会議(TICAD)における支援策

- ●TICAD V (2013年6月)では、今後5年間で、次の支援を実施する旨発表(TICAD V は目標年の2017年末まで引き続き実施。)。
- ①新たに約1,000万人に対して安全な飲料水や基礎的な衛生施設へのアクセスを確保
- ②1,750人の水道技術者の人材育成等。
- ●TICAD VI(2016年8月)では、質の高いインフラとして水・下水道設備が、また、保健システムの強化の一環として、「安全な水と衛生へのアクセス」の改善が、掲げられている

我が国の支援事業例

■セネガル: 地方給水設備の整備(無償資金協力・技術協力)

- セネガルでは村落部の給水率が、1990年当時、41%であった。
- ・飲料水の不足に対処するため、村落部の給水施設を整備し、安全で安定的な給水を受ける住民 の増加に寄与するとともに、水資源維持管理者を育成。
- →アフリカならではの相手国の発展状況に合わせ、支援内容と歩みのペースを考慮

■モザンビーク: 持続的な地方給水・衛生改善プロジェクト(技術協力)

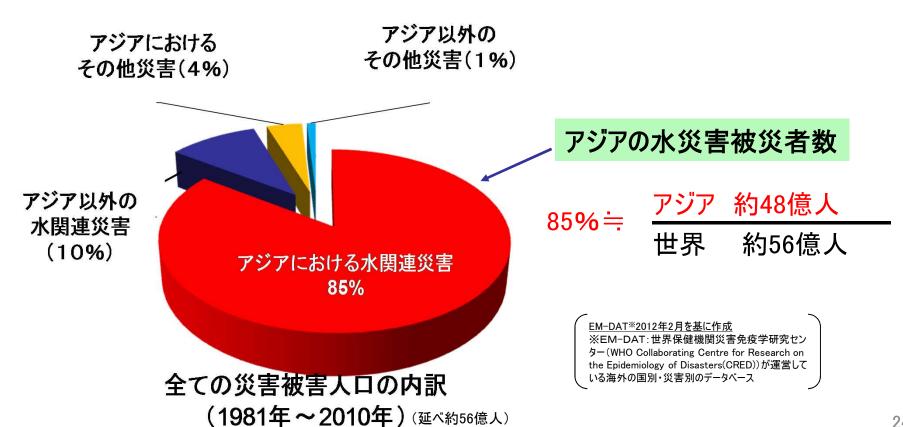
- ・モザンビークでは村落部の衛生施設へのアクセス率が10%(2015年)と言われ、衛生環境が世界的にも最低水準。
- ・衛生分野において、衛生啓発普及員やトイレ建設工の育成、学校での衛生教育といったソフト面の活動と、野外排泄撲滅に至ったコミュニティへの改良型トイレ建設の促進、手洗い施設のある学校トイレ建設といったハードの活動を合わせて実施。
- →現地に合った維持管理性, 持続性, コスト縮減及び利便性を考慮

4-2 水と防災

水と防災に関する我が国の取組

自然災害の発生状況~アジア地域の特徴

〇世界の全災害の被災人口のうち、水関連災害が95%を占め、 特にアジアにおける水災害が85%を占める。



水と防災に関する我が国の取組

持続可能な開発と防災の主流化

●国際的な開発目標

2000年 国連ミレニアム宣言



2001年 ミレニアム開発目標(MDGs)

MDGs(8つの目標)

自然災害は、長年にわたる開発の成果を押し流す大きな脅威であるが、開発目標に、防災の視点は位置づけられていない。



2015年 持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標(SDGs)の策定

アジェンダとして、強靱性(レジリエンス)の構築と災害のリスク 削減にむけた取組を強化する旨明記され、開発目標におい ても、被災者数や直接的経済損失を大幅に減らすなど、 防災の視点が明確に位置づけられた。



●国際的な防災の取組指針

1994年__第1回国連防災世界会議 於:横浜



2005年 第2回国連防災世界会議 於:兵庫

(延べ約4万人が参加)

兵庫行動枠組の策定

自然災害への対応は、事後の人道支援・復旧に焦点が当たっていたが、同枠組は「事前対策」の重要性を示し、災害に 社会を構築するための国際的な指針となる。



第3回国連防災世界会議 於:仙台

(185カ国, 首脳25名含む閣僚100名以上が参加)

仙台防災枠組2015-2030の策定

期待される成果と目標、指導原則、優先行動、関係者の役割や国際協力を規定。事前の防災投資、「より良い復興(Build Back Better)」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心のアプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれた。



防災の主流化(我が国の貢献): あらゆる政策に防災の視点を導入していく

我が国の防災技術や国土強靱化に関する知見等を活用することで、各国の持続可能な開発に貢献するのみならず、 日本企業の海外展開の機会を広げ、我が国の成長戦略にも貢献していく。

水と防災に関する我が国の取組

世界津波の日(11月5日)

第3回国連防災世界会議(2015.3)

持続可能な開発のための2030アジェンダ(2015.9)





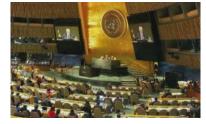
フォローアップ

World
Tsunami
Awareness
Day To protect the precious lives of the people ground the world

What's Your
Tsunami Preparedness?

日本をはじめ<u>142か国</u>が共同提案した『11月5日を「世界津波の日」として制定する決議[※]』が、2015年12月22日、第70回国連総会本会議にて、全会一致で採択。

今後、世界各地において、『津波に対する意識向上のための啓発活動』や『津波対策の強化』等を通じ、我が国はイニシアティブを発揮していく予定。



第70回国連総会本会議の様子

※1854年11月5日に和歌山県で起きた大津波の際に、村人が自らの収穫した稲むらに火をつけることで早期に警報を発し、避難させたことにより村民の命を救い、被災地のより良い復興に尽力した「稲むらの火」の逸話に由来する。